

# 公益財団法人 神津牧場定款

## 第 1 章 総 則

### ( 名 称 )

第 1 条 この法人は、公益財団法人 神津牧場（以下「神津牧場」という。）と称する。

### ( 事 務 所 )

第 2 条 神津牧場は、主たる事務所を神奈川県横浜市に置き、従たる事務所を群馬県甘楽郡下仁田町に置く。

### ( 目 的 )

第 3 条 神津牧場は、我が国土に根ざした土地利用型畜産における一貫経営管理技術の向上発展、優良種畜の生産供給、乳・肉製品等畜産物の利用加工に関する調査研究、実証並びに研修を通じて我が国畜産の長期的かつ安定的な発展と牧場の持つ多面的機能を発揮して中山間地の活性化並びに国土保全・国民の生活福祉の向上に寄与することを目的とする。

### ( 公益目的事業 )

第 4 条 神津牧場は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) ジャージー種牛の放牧酪農経営における 6 次産業化モデルの構築に関わる調査・実証・研修事業
- (2) 牧場の持つ多面的機能の発揮促進事業
- (3) その他公益目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業については、日本全国を対象として行なうものとする。

### ( その他の事業 )

第 5 条 神津牧場は、その公益目的事業を推進するため、次の事業を行なう。

- (1) 売店及び飲食施設の運営事業
- (2) 宿泊事業
- (3) その他前各号に定める事業に関連する事業

### ( 事業年度 )

第 6 条 神津牧場の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 2 章 財 産 及 び 会 計

### ( 財産の種別 )

第 7 条 神津牧場の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

2. 基本財産は、第 4 条の公益目的事業を行う為に不可欠なものとして特定された財産とし、次の各号をもって構成する。
  - (1) 財産目録に基本財産として記載されている財産
  - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
  - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
3. その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

### ( 基本財産の維持及び処分 )

第 8 条 基本財産については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2. やむを得ない理由により基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会に於いて議決に加わることのできる理事の 3 分の 2 以上の決議を経て評議員会の決議を経るものとする。

### ( 財産の管理・運用 )

第 9 条 神津牧場の財産の管理・運用は理事会長が行うものとし、その方法は理事会の決議を経て理事会長が別に定める。

### ( 事業計画及び収支予算 )

第 10 条 神津牧場の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事会長若しくは理事長から委嘱を受けた常務理事が作成し、理事会の決議を経て評議員会の決議を経るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2. 前述の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、理事会長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。
3. 前項の収入及び支出は新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。
4. 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

### ( 事業報告及び決算 )

第 11 条 神津牧場の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事会長若しくは理事長から委任を受けた常務理事が事業報告、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録並びにこれらの付属明細書（以下「計算書類等」という。）を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得た上で評議員会にて承認を得るものとする。

2. 前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に行政庁に提出しなければならない。

3. 神津牧場は、第1項の評議員会の終了後直ちに法令の定めるところにより貸借対照表を公告するものとする。
4. 神津牧場は計算書類等及び監査報告を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え付けておかなければならない。

( 長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け )

- 第12条 神津牧場が資金の借入れをしようとする時は、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の議決を得た後、評議員会において決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の議決を得なければならない。
2. 神津牧場が重要な財産の処分又は譲受けを行なおうとする時も前項と同じ議決を経なければならない。
  3. 神津牧場はその事業に要する経費の支弁に充てるため、予め理事会に於いて定めた額を限度として、その事業年度内においてその他の財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

( 会計原則 )

- 第13条 神津牧場の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

### 第3章 評議員及び評議員会

#### 第1節 評議員

( 定数 )

- 第14条 神津牧場は、評議員7人以上15人以内を置く。
2. 評議員のうち、1名を評議員会長とする。

( 選任等 )

- 第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行なう。
2. 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。
    - (1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
      - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
      - ロ 当該評議員と婚姻の届け出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

- ハ 当該評議員の使用人
  - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
  - ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にする者
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
- イ 理事
  - ロ 使用人
  - ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
  - ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者
    - ① 国の機関
    - ② 地方公共団体
    - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
    - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
    - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
    - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（ 権 限 ）

第16条 評議員は評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項を決議するほか、法令で定めるその他の権限を行使する。

（ 任 期 ）

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 評議員は、第14条第1項に定める定款にたりなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（ 報 酬 等 ）

第18条 評議員は無報酬とする。

2. 評議員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
3. 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議によるものとする。

## 第 2 節 評 議 員 会

### ( 構成及び権限 )

第19条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、次の事項を決議する。
  - (1) 役員の選任及び解任
  - (2) 役員等の報酬の額及びその規程
  - (3) 定款の変更
  - (4) 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び正味財産増減計算書
  - (5) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
  - (6) 解散及び残余財産の処分
  - (7) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (8) 理事会において評議員会に付議した事項
3. 前項にかかわらず個々の評議員会においては、第42条第1項第1号に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

### ( 種類及び開催 )

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2. 定時評議員会は、毎年1回、6月に開催する。
3. 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

### ( 招 集 )

第21条 評議員会は理事会の決議に基づき、理事会長若しくは理事長が招集する。

2. 前項にかかわらず、評議員は理事会長若しくは理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
3. 前項による請求があったときは、理事会長若しくは理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
4. 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行なわれない場合。
  - (2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

### ( 招集の通知 )

第22条 理事会長若しくは理事長は、少なくとも評議員会の開催日の1週間前までに、評議員

に対して、会議の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2. 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

( 議 長 )

第 2 3 条 評議員会の議長は評議員会長がこれにあたる。ただし、評議員会長が出席できない時は、その評議員会において出席した評議員の中から選出する。

( 定 足 数 )

第 2 4 条 評議員会は、議決に加わることができる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

2. 代理人を出席させ議決権を行使することを認めない。

( 決 議 )

第 2 5 条 評議員会の決議は、一般社団・財団法人法 第 1 8 9 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

( 決議の省略 )

第 2 6 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした時は、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

( 報告の省略 )

第 2 7 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

( 議 事 録 )

第 2 8 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2. 議事録には、議長を務めた評議員及び議長により指名された出席評議員 2 名が署名押印しなければならない。

( 評議員会規則 )

第 2 9 条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において評議員会規則を定めた場合、これに従うものとする。

## 第 4 章 役員等及び理事会

### 第 1 節 役員等

( 種類及び定数 )

第 30 条 神津牧場に次の役員を置く。

- (1) 理事 7 人以上 15 人以内
  - (2) 監事 3 名以内
2. 理事のうち 1 人を理事長、1 人を理事長、2 人以内を常務理事とすることが出来る。
  3. 前項の理事長及び理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第 9 1 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

( 選任等 )

第 31 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

2. 理事長、理事長及び常務理事は、理事会において理事の中から選定する。
3. 監事は、神津牧場又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。
4. 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は三親等内の親族、当該理事と法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
5. 他の同一団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
6. 理事又は監事に異動があった時は、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

( 理事の職務・権限 )

第 32 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、神津牧場の職務を執行する。

2. 理事長及び理事長は、法令及びこの定款に定めるところにより神津牧場を代表し、その業務を執行する。
3. 常務理事は理事長及び理事長を補佐し、神津牧場の業務を執行する。
4. 理事長、理事長及び常務理事は毎事業年度ごとに自己の職務の執行の状況を 4 か月を超える間隔で 2 回以上理事会に報告しなければならない。

( 監事 )

第 33 条 監事は、次に掲げる職務を行なう。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、監査報告を作成すること。
- (2) 神津牧場の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あるときには意見を述べること。
- (4) 理事が不正な行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認める時又は法

令若しくは定款に違反する事実若しくは不当な事実があると認める時はこれを評議員会及び理事会に報告すること。

- (5) 前号の報告をする為、必要があるときは理事長或いは理事長に理事会の招集を請求すること。但し、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認められる時は、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事が神津牧場の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって神津牧場に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為を止めることを請求すること。
- (8) その他、監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### ( 任 期 )

第34条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
3. 補欠又は増員により選任された理事及び補欠により選任された監事の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4. 役員は、第30条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### ( 解 任 )

第35条 役員が次の一に該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。但し、監事を解任する場合は議決に加わることでできる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行なわなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき。

#### ( 報 酬 等 )

第36条 役員は無報酬とする。但し、常勤の役員には、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会で別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

3. 前2項に関し必要な事項は評議員会の決議によるものとする。

( 取引の制限 )

第37条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする神津牧場の事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする神津牧場との取引
  - (3) 神津牧場がその理事の債務を保証すること。その他理事以外の者との間における神津牧場とその理事との利益が相反する取引
2. 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

( 損害賠償責任の一部免除及び限定 )

第38条 神津牧場は、役員的一般社団・財団法人法第198条において準用される第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2. 神津牧場は、外部役員との間で前項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。但し、その契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

( 顧問及び参与 )

第39条 神津牧場は顧問及び参与若干名を置くことができる。

2. 顧問及び参与は農林畜産技術又は経営に関する学識経験者のうちから、理事会において任期を定めたいえで選任する。
3. 顧問は無報酬とする。但し、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。
4. 参与の報酬は選任に際して理事会で定めた金額とする。又、その職務を行なうために要する費用の支払いをすることができる。

( 顧問及び参与の職務 )

第40条 顧問は理事長の諮問に応え、理事長に対し意見を述べることができる。

2. 参与は理事会長及び理事長の指示に応じ、神津牧場の業務について意見を述べることができる。

## 第 2 節 理 事 会

### ( 設 置 )

第 4 1 条 神津牧場に理事会を設置する。

2. 理事会はすべての理事で組織する。

### ( 権 限 )

第 4 2 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行なう。

- (1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
  - (3) 前各号に定めるもののほか、神津牧場の業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督
  - (5) 代表理事（ 理事会長並びに理事長 ）及び業務執行理事（ 常務理事 ）の選定及び解職
2. 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産（ 基本財産を含む ）の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借入金等借財
  - (3) 重要な使用人の選任および解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 内部管理体制の整備（ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。その他神津牧場の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備 ）
  - (6) 第 3 8 条第 1 項の損害賠償責任免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

### ( 種類及び開催 )

第 4 3 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の 2 種とする。

2. 通常理事会は、毎事業年度の 3 月及び 6 月の 2 回開催とする。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会長或いは理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事会長及び理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事会長若しくは理事長に招集の請求があったとき。
  - (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
  - (4) 第 3 3 条第 5 号の規定により、監事から理事会長若しくは理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

( 招 集 )

第44条 理事会は理事会長若しくは理事長が招集する。但し、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2. 理事会長若しくは理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

( 議 長 )

第45条 理事会の議長は理事会長若しくは理事長がこれにあたる。

( 定 足 数 )

第46条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2. 代理人を出席させ、議決権を行使することを認めない。

( 決 議 )

第47条 理事会の議事は、この定款に別段に定めがあるもののほか、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

( 決議の省略 )

第48条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。但し、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

( 報告の省略 )

第49条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は第32条第5項の規定による報告には適用しない。

( 議 事 録 )

第50条 理事会の議事については法令で定めるところにより議事録を作成し、その理事会の議長、出席した代表理事及び監事がこれに署名押印しなければならない。

2. 議事録は主たる事務所に備え付けておかなければならない。

( 理事会規則 )

第 5 1 条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 5 章 定款の変更、合併及び解散等

( 定款の変更 )

第 5 2 条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の 3 分の 2 以上の決議を経て変更することができる。但し、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する公益目的事業及び第 5 条に規定するその他の事業並びに第 1 5 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第 5 5 条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2. 前項にかかわらず、評議員の全員が賛成するときは、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する公益目的事業及び第 5 条に規定するその他の事業について変更することができる。

又、第 1 5 条第 1 項に規定する評議員の選任及び解任の方法について評議員会において議決に加わることのできる評議員の 4 分の 3 以上の決議を経て変更することができる。

( 合併等 )

第 5 3 条 神津牧場は、評議員会に於いて決議に加わることの出来る評議員の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2. 前項の行為をしようとするときは、予めその旨を行政庁に届け出なければならない。

( 解散 )

第 5 4 条 神津牧場は、一般社団・財団法人法 第 2 0 2 条第 1 項の第 2 号を除く各号、第 2 項及び第 3 項に規定する事由により解散する。

( 公益認定の取消しに伴う贈与 )

第 5 5 条 神津牧場が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という。)第 3 0 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、評議員会の決議により、神津牧場と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条 1 7 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

( 残余財産の処分 )

第56条 神津牧場が清算するとき有する残余財産は、評議員会の決議より、神津牧場と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 6 章 委 員 会

( 委員会 )

第57条 神津牧場の事業を推進するために必要あるときは、理事会等の権限を奪うことのない様留意の上、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2. 委員会の委員は学識経験者のうちから理事会が選任する。
3. 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 7 章 事 務 局

( 設置等 )

第58条 神津牧場の事務を処理するため事務局を設置する。

2. 事務局には、所要の職員を置く。
3. 重要な使用人である職員は、理事会長若しくは理事長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会長若しくは理事長が理事会の決議により別に定める。

( 備付け帳簿及び書類 )

第59条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
  - (2) 理事、監事及び評議員の名簿
  - (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
  - (4) 定款に定める機関（理事会及び評議員会）の議事に関する書類
  - (5) 財産目録
  - (6) 事業計画書及び収支予算書
  - (7) 事業報告及び計算書類等
  - (8) 監査報告
  - (9) 役員の報酬規程
  - (10) その他法令で定める帳簿及び書類
2. 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第60条第2項に定める情報公開にかかわる理事会の定めるところによるものとする。

## 第 8 章 情報公開及び個人情報の保護

### ( 情報公開 )

第 6 0 条 神津牧場は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2. 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるところによる。

### ( 個人情報の保護 )

第 6 1 条 神津牧場は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2. 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### ( 公 告 )

第 6 2 条 神津牧場の公告は、官報に掲載する方法による。

## 第 9 章 補 則

### ( 委 任 )

第 6 3 条 この定款に定めるもののほか、神津牧場の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

### 附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. 神津牧場の新法人への移行初年度の事業計画及び収支予算は第 1 0 条第 1 項の規定にかかわらず移行前の法人の定めるところによる。
3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 1 0 6 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立の登記を行なったときは、第 6 条の規定に係わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. 神津牧場の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

#### 理 事

岩崎充利、石橋昭彦、清水矩宏、赤木 壯、赤保谷明正、石橋直己、岩崎幸雄、柏崎 守、佐藤信武、須山哲男、長島 昭、山地 進

#### 監 事

伊佐地 誠、高藤忠治、中田圭二

5. 神津牧場の最初の理事会長は岩崎充利、理事長は石橋昭彦とする。

6. この定款の変更は、平成27年4月1日から施行する。

\* 変更点は第50条第1項 「代表」2文字を追加